

「中小企業者事業継続支援給付金」 についてご案内

新型コロナウイルス感染症の影響により
売上が大幅に減少した市内中小企業者
に対して事業継続のための給付金を支給します

概要(要件等)

対象者	申請期間	対象要件	給付額
法人	令和2年 5月11日(月) ～ 7月31日(金)まで	以下、全てに該当するもの。 ①中小企業基本法第2条第1項に規定するもの ②敦賀市に本社機能を有するもの ③令和2年1月1日～令和2年6月30日までの間で任意の連続する3カ月間の売上平均額が前年同月時期と比較して20%以上減少するもの	40万円
個人事業主		※事業開始時期が平成31年4月2日以降で③で指定する期間と比較できない場合は、令和元年12月31日までの売上平均額と比較することができる	20万円

申請に必要な書類

- ① 2019年の確定申告書類の控え(法人は前事業年度)
- ② 申請書(様式第1号)※
- ③ 売上減少要件に関する確認書(様式第2号又は様式第3号)
- ④ 売上減少に係る根拠書類(試算表、帳簿等)
- ⑤ 営業(実在)確認書類(敦賀商工会議所会員事業所は添付不要)
- ⑥ 本人(代表者)確認書類の写し ※**個人事業主のみ**(運転免許証、健康保険証、住民票のいずれか)

問合せ等

※申請書類は、敦賀市、敦賀商工会議所及び、本チラシ下部の窓口金融機関に設置してありますが、敦賀商工会議所ホームページからもダウンロードして使用できます。

<http://www.tsuruga.or.jp/>

敦賀商工会議所

検索

(1)申請方法等の詳細については、下記①又は②へ問合せください。

①敦賀商工会議所(22-2611) ②敦賀市商工貿易振興課(22-8122)

(2)申請窓口は下記金融機関の市内各店舗となります。

福井銀行、敦賀信用金庫、北陸銀行、福邦銀行、福井県農協

※原則として、貴事業所のメインとなる取引金融機関にて申請して下さい。

申請にあたっての詳細は裏面に記載してあります。

A 中小企業者事業継続支援給付金について

[制度概要]

一定の売上減少の要件（※1）を満たし、かつ敦賀市に本社をおく「中小企業及び個人事業主」（※2）に対して給付金を支給する。

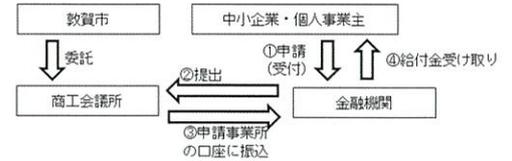
※1) 「一定の売上減少の要件」、※2 「中小企業及び個人事業主」については、「B」申請・記入にあたっての注意事項で詳述。

[対象者および給付金額] 敦賀市に本社をおく、中小企業に40万円、個人事業主に20万円

④以下の場合は、給付対象とはならない。

- ・「①事業収入（営業等、農業）」のほか、「②給与収入」「③公的年金等」がある場合には、2019年の確定申告において「①事業収入」が①～③を足した金額の50%を下回る場合。
- ・営業実態のない休眠法人、事業者。
- ・一度当該給付を受けた方は、再度給付申請することができません。

[受付期間] 令和2年5月11日～令和2年7月31日



B 申請・記入にあたっての注意事項

① 一定の売上減少の要件について（＝ ※1）

<申請から受け取りまでの流れ>

- 令和2年1月～6月の期間において、任意の連続する前年同時期3カ月間の平均売上が20%以上減少していること。
- 事業開始時期が平成31年4月2日以降で、上記(a)で指定する連続する3カ月の売上平均が出すことができない場合は、事業開始日から令和元年12月31日までの売上平均と比較することができる。開業日が2日以降の月途中である場合は、当該月（開業月）の売上を日割り計算し、1カ月に換算した売上を当てはめる。（計算方法は、様式第3号参照）
- 当該書類については、受付金融機関及び敦賀商工会議所の求めに応じること。

② 申請の前提となる中小企業者、個人事業主について下表の通りとする。（＝ ※2）

種分類	定義（中小企業基本法に準拠）
製造業その他	資本金の額又は出資の総額が3億円以下の会社又は常時使用する従業員の数が300人以下の会社及び個人
卸売業	資本金の額又は出資の総額が1億円以下の会社又は常時使用する従業員の数が100人以下の会社及び個人
小売業	資本金の額又は出資の総額が5千万円以下の会社又は常時使用する従業員の数が50人以下の会社及び個人
サービス業	資本金の額又は出資の総額が5千万円以下の会社又は常時使用する従業員の数が100人以下の会社及び個人

※複数の業種を営んでいる場合は、最も高い取扱い売上高に該当する業務を適用する。

※常時使用する従業員とは、以下の者を除いた従業員とします。

イ) 法人の場合の役員、ロ) 個人事業主の場合の本人、ハ) 日々雇い入れられる者 二) 2カ月以内の期間を定めて使用される者、ホ) 季節的業務に4カ月以内の期間を定めて使用される者、ヘ) 試用期間中の者

- 記名捺印欄は、3か所あります。また、複写用紙にも忘れずに捺印してください。
- 各欄の口にも漏れなく☑してください。
- 万一、記入・捺印漏れがあった場合は再度記名・捺印をお願いすることとなり、給付時期が遅れ、訂正中に、申請期限が過ぎた場合は、給付を受けることができなくなる場合があります。
- 記入内容や、添付資料に不明な場合があれば、敦賀商工会議所から直接申請者に連絡する場合があります。
- 本制度は、敦賀商工会議所が敦賀市の委託を受け、市内金融機関等の協力で実施するものです。
- その他ご不明な点がありましたら、敦賀商工会議所までお問合せ下さい。

C 必要書類について

- 2019年の確定申告書類の控え（法人は前事業年度）
- 申請書（様式第1号）
- 売上減少要件に関する確認書（A様式第2号）又は（B様式第3号）
- 売上減少に係る根拠書類（試算表、帳簿等）
- 営業（実在）確認書類（下表のイ）～ホ）の内いずれか一つ添付。敦賀商工会議所の会員であれば添付省略）

営業（実在）確認書類	対象者
イ) 令和元年度の税務署の受領印のある所得税の確定申告書の第一面	個人企業
ロ) 税務署の受領印のある法人税の申告書の別表一（一）	法人企業
ハ) 電子申告した申告書及びその受信通知を印刷したもの	法人企業・個人企業
ニ) 同一の仕入先への支払領収書など、直近3カ月連続で取引がわかる帳票類	法人企業・個人企業
ホ) 敦賀市の受領印がある市民税・住民税申告書第一面	個人企業

⑥本人（代表者）の確認書類の写し（運転免許証、健康保険証、住民票のいずれか）【個人のみ】

受託実施機関	敦賀商工会議所 Tel 22-2611（お問合せ先）
委託者	敦賀市（所管：産業経済部商工貿易振興課 Tel 22-8122）
連携金融機関	福井銀行、敦賀信用金庫、北陸銀行、福邦銀行、福井県農協